

(様式第 1 号)

☐ 会議録 ☒ 会議要旨

会議の名称	令和 6 年度第 2 回芦屋市霊園使用者選考委員会
日 時	令和 7 年 2 月 6 日 (木) 午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 0 0 分
場 所	芦屋市霊園管理棟 1 階会議室
出 席 者	委 員 長 定雪 満 委 員 猿丸 宏子、藤田 尚孝、花木 宏修、越野 睦子、石戸 正、 武内 達明、大上 勉 欠席委員 なし
事 務 局	市民生活部環境・経済室環境課 課長 長良 晶子、 課長補佐兼霊園・火葬場係 係長 小山 陽光、担当 亀岡 学
会議の公開	☒ 公開 ----- ☐ 非公開 ☐ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者 8 人中 8 人の全員賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上の 賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞
傍 聴 者 数	0 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

1 会議次第

(1) 報告事項

- ア 令和 6 年度 芦屋市霊園一般墓地使用者募集結果
- イ 令和 6 年度 芦屋市霊園合葬式墓地使用者募集結果

(2) 議題

諮問事項 一般墓地（概ね 1 2 m²未満の墓地）の募集について（令和 7 年度募集）（案）

(3) その他

2 提出資料

- (1) 令和 6 年度 芦屋市霊園使用者選考委員会委員名簿
- (2) 報告事項 令和 6 年度 芦屋市霊園一般墓地・合葬式墓地使用者募集結果
- (3) 諮問事項 一般墓地（概ね 1 2 m²未満の墓地）の募集について（案）

3 審議内容

<事務局：長良>

ただ今より、令和 6 年度第 2 回芦屋市霊園使用者選考委員会を開催させていただきます。
本日は、芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例第 5 条の規定に基づきまして、令和 7 年度の芦屋市霊園の使用者募集に際し、使用者を決定する基準その他必要な事項につきまして、諮問をさせていただくものでございます。
それでは、定雪委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

<定雪委員長>

事務局から委員の出席状況と、会議の公開と議事録の公開について説明をお願いいたします。

<事務局：長良>

本委員会の委員は8名で、本日は8名皆様がお揃いでございます。

芦屋市霊園使用者選考委員会規則第3条第2項の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、本委員会は成立しております。

また、会議の公開についてですが、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められております。ただし、第19条により非公開情報が含まれる事項を審議する場合、あるいは公開することにより、会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことができるとなっております。特にご意見等がなければ公開させていただきたいと考えております。

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例第7条に公文書の公開義務が規定されております。この規定に非公開情報の規定があり、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。

なお、議事録作成のため本委員会は録音をさせていただきますこと、また、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますこと、予めご了承をお願いいたします。

議事録の公開にあたりましては、事前に委員長に内容の確認をしていただき、公開させていただこうと考えております。

よろしく願いいたします。

<定雪委員長>

それでは、会議の公開と議事録の公開につきましては、事務局のただいまの説明のとおりに取り扱うということで、よろしいでしょうか。

———全員異議なし———

<定雪委員長>

本日、傍聴の方は、いらっしゃいますでしょうか。

<事務局：長良>

傍聴の方は、いらっしゃいません。

<定雪委員長>

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、次第2、報告事項といたしまして、令和6年度の一般墓地と合葬式墓地の募集結果について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局：小山>

(提出資料(2)報告事項 令和6年度 芦屋市霊園一般墓地・合葬式墓地使用者募集結果について説明)

(補足)

- ・2次募集については、現在募集中だが、昨日までの時点で9区画が決定
- ・本募集の公開抽選で実際に抽選を行ったのは5区画

<定雪委員長>

ただいまの報告事項につきまして、何かご質問等がございましたら、どうぞお願いいたし

ます。

<越野委員>

資料2ページの募集結果のところ、本募集の募集区画が76区画あって、使用許可を出したのが20区画、2次募集は余りの区画だとすると56区画かなと思うのですが、この1区画の差はどうなっているのでしょうか。

<事務局：小山>

2次募集を出すことを決定してから辞退された方が出ました。76区画引く20区画で56区画を本当は募集に出せたのですが、ギリギリになってキャンセルが出たために、実際に出せたのは55区画で、数字の差異が出ています。

<越野委員>

もう1点確認ですが、今回また2区画辞退があったということで、たしか前年度も2区画辞退があったと思いますが、それは同じ区画というわけではなく、辞退の理由なども全く別なののでしょうか。

<事務局：小山>

申し込まれて、決まってから迷われた方や、当たってから家族間でお話をされた方とか、いろいろな事情があって辞退をされております。

<定雪委員長>

次第3の議題に移ります。

事務局から、諮問事項について一括して説明していただき、その後、質疑応答とか順次検討を進めてまいります。

それをこれから審議するにあたりまして、最初に審議の期限について、事務局のほうに確認したいと思います。

<事務局：小山>

この後ご説明させていただく使用者募集のスケジュールに沿った手順を進めていく関係上、もし附帯事項等がなければ、本日付けでご答申いただければありがたいです。

<定雪委員長>

本日付けということですが、審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めていくという形にしたいと思います。

本日の委員会では、令和7年度の芦屋市霊園一般墓地の概ね12㎡未満の墓地使用者を決定する基準等について審議いたします。

それでは、事務局から、諮問事項についての説明をお願いいたします。

<事務局：小山>

(提出資料(3)諮問事項 一般墓地(概ね12㎡未満の墓地)の募集について(案)について説明)

(補足)

- ・ 前回の委員会でお諮りいただいたとおり、令和7年度から本募集及び2次募集のスケジュールを全体的に3か月前倒しする。

- ・資料6 ページ、②募集区画について、今のところ、アの令和6年度本募集・2次募集で使用者が決まらなかった区画については47区画、イのこれまでに返還された区画で使用者が決まっていない区画については大体80区画が候補に挙がっている。これらをまとめて一気に募集に出すか、少し分けるかも含めて調査及び検討を進めていく。
- ・⑥2次募集(4)当選者等の決定について、令和6年度については、今のところ2次募集で抽選は発生していない。

<定雪委員長>

ただ今、事務局から、令和7年度の芦屋市霊園一般墓地の概ね12㎡未満の墓地使用者を決定する基準等について、諮問事項として説明がありました。

ここからは皆様の意見を聴きながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<花木委員>

令和7年度の募集区画のイ、これまでに返還された区画で使用者が決まっていない区画が80区画ぐらいということですが、今年80区画の返還があったということですか。

<事務局：小山>

そういうわけではありません。今年度の募集は、令和5年度に返還があったものを対象としましたが、それ以前に返還されて、使用者が決まらずに置いたままになっている区画もございましたので、そういう区画を全て洗い出して、募集に出せるところは出そうということで調査を進めております。

<武内委員>

12㎡未満の墓地の募集ということですが、それ以上の墓地については、令和7年度についてはどのようにお考えでしょうか。

<事務局：小山>

資料3・4 ページに常時募集の今年度の現時点での結果を載せておりまして、1区画だけ決まっています。残っている区画を来年度の常時募集に出させていただくと、先ほど申し上げたこれまでに返還された区画で使用者が決まっていない区画を調査している中では、12㎡以上の区画もございますので、それも上乘せして、常時募集にかけたいと考えております。

<武内委員>

合葬式墓地を申し込む場合、要件として芦屋市民でなければならないですが、その後、市民ではなくなっても権利は残っているのですか。

<事務局：小山>

はい。一般墓地も同じですが、使用許可をさせていただきますと、その方が市外に引越しをされても権利としてはお持ちのままです。申込み時点で芦屋におられるかどうかで判断しております。

<定雪委員長>

令和6年度の募集から「概ね」という表現を使ったことについて、今回申込みをされた方

から、何か問合せはありましたか。

＜事務局：小山＞

特にありませんでした。

＜定雪委員長＞

それから、募集区画のイのこれまでに返還された区画で使用者が決まっていない区画で、これについては区画の大きさに関係なく調べるのですか。

＜事務局：小山＞

はい。調査自体は特に大きさを分けたりとかはなく、空いているところを全部調べに行っているような形です。

＜定雪委員長＞

広い区画というのは、もう既に分かるんでしょうね。

＜事務局：小山＞

前回の委員会でも、広い区画が残っているというお話もございましたので、調査する中で、広い区画で可能であれば2区画に割るということなども合わせて考えておりますので、なるべくたくさんの方に使っていただけるように、募集したいと考えております。

＜大上委員＞

資料5ページ、スケジュールの上から2つ目の申込受付のところですが、「芦屋市環境課まで郵送・持参してください。」となっています。持参が可能ということであれば、この霊園事務所でも受け付けるということは考えられないのですか。

＜事務局：長良＞

もともと郵送が原則でしたが、申込み時には戸籍謄本等が必要になります。市役所に来られて戸籍謄本等を取られた方が、ついでに提出して帰っていただけるように追加したものになります。

＜大上委員＞

そういう意図なんですね。

霊園事務所でも受け付けられないこともないですか。

＜事務局：小山＞

実際には、霊園事務所に持って来られたとしても、我々が日々行き来していますので、一旦霊園事務所で受け付けさせていただいて、我々が取りに行くということも対応させていただいております。

＜越野委員＞

関連したところで、その下の使用許可申請の期間ですが、今回8月12日から22日までの間に申請書を持参していただくことになっていますが、すごく暑い時期になってしまいましたよね。ご高齢の方だったりしたら、ちょっとしんどいと思うのですが、持参じゃないとダメなのでしょうか。

<事務局：小山>

持参していただいたときに、申込書に書き損じがないかなどをチェックさせていただくことと、注意事項や法律・条例などを含めて、適正に使っていただくための説明を直接させていただいて、使用料のお話をさせていただく機会を設けております。ただ、ご高齢で動くこともままならないという方については、適宜判断させていただきます。また、代理で来られることも認めています。

<越野委員>

もう1点、一番下の2次募集の期間ですが、前回の委員会で頂いたスケジュールでは、3月31日までとなっていたのですが、短くなったのでしょうか。

<事務局：小山>

はい。もともと、年度内に全て完結するという主旨でスケジュールを変更させていただきました。改めて考えますと、3月ギリギリまで募集を受け付けていると年度内に終わらないのではないかという話になりまして、募集の終わり時期を少し早めております。また、現在2次募集の受付をしていますが、最初の1週間から10日くらいは一気に申込みがあるのですが、その後は問合せもほとんどないような状況ですので、この期間でも問題ないと考えております。

<越野委員>

資料6ページの④申込み時の注意事項の内容については、見直していただき、とても分かりやすい表現になっているのですが、この内容は、複数回当選されなかった方に対するみの注意事項ではなくて、最初の一文は、全体に対するものだと思いますので、この括弧書きがここに必要なのか。もしここを特に強調されたいのであれば、括弧書きの部分は無しにして、後ろの「過去5年間に4回以上申込し」というところに波線を引くとかでもいいのかなと思いました。

あと、⑤当選者等の決定の(1)イの下に「※」が2つあるんですが、この2つは一つの「※」に対する内容ですよね。2つに分けずに続けてもいいのではないかと思います。

<事務局：小山>

④申込み時の注意事項に関しては、本募集のパンフレットでは、4ページの遵守事項にアとイというふうに項目を分けて書いておりますので、こういった形で分かりやすくさせていただきたいと思います。

⑤のほうは、ご指摘のようにまとめたいと思います。

<花木委員>

12㎡で分けるというこの数字ですが、お話の中でも12㎡を超えるような高い区画は取合いにならないということで、この数字はずっとこのままなのでしょうか。今回ではなくて、先の話として。令和6年度募集の数字を見ても、およそ20区画が決まって50数区画は決まっていない。お墓を探して77人の申込みがあったのですが、抽選なしでもいないという方が50名近く出ているということで、比較的安い区画に60人くらいが集まったようなイメージだと思います。ということは、安い区画以外はもう通年で出してもそんなに取合いにならないのではないかと思いますし、この12㎡という数字自体が現状と離れつつある気がいたします。

＜事務局：小山＞

今、ご指摘いただいた内容は、市のほうでも議論をし始めておりますので、その分けを変えらるということであれば、また皆様に諮問させていただきたいと思っております。

＜定雪委員長＞

これまでに返還があつて追加する区画は、今のところ概ね80区画ですかね。これらは全て令和6年度の募集と同じような体裁でパンフレットに載せるのですか。

＜事務局：小山＞

募集するとなれば、同じような体裁で、場所が分かるように地図にして載せたいと思っております。

＜大上委員＞

常時募集との区分について、仮にこの基準を6㎡に変えたとしても、結果としてはあまり変わらなさそうですね。6㎡までの申込みは結構多かったですね。

＜事務局：長良＞

6㎡くらいまでは、高額ですが結構申込みがあります。

＜大上委員＞

あとは、小さくてもロケーションとか。その区画にうまく付加価値を付けてあげられるかどうか。

＜石戸委員＞

同じ金額で見晴らしのいいところと悪いところとでは、やっぱりいいところに集中しますよね。

＜大上委員＞

あと、トイレとか駐車スペースが近いとか。

＜猿丸委員＞

小さい区画のほうが希望者は多いといつても、やっぱり大きい区画をそんなに小さくはできないですね。

＜事務局：長良＞

広いお墓が並んでいるところを細分化してしまいますと、もともと契約されていた方から、当初の話と違うというお話にもなりますので、そこは慎重に考える必要があると思っております。

＜定雪委員長＞

他に質問等がなければ、諮問に対する答申といたしまして、令和7年度の芦屋市霊園一般墓地の概ね12㎡未満の墓地使用者を決定する基準等について、提案については賛同するというので、議決させていただいてよろしいでしょうか。

<定雪委員長>

ありがとうございます。それでは、そのように答申いたします。

ただ今皆様から頂いた意見につきましても、これから事務局のほうで参考にしていただきたいと思います。

最後に、その他としまして、事務局から何かございましたらお願いします。

<事務局：小山>

ご審議ありがとうございました。また、今年度につきましては、一般墓地の募集スケジュールを変更させていただいたことによりまして、皆様には1年間に2度集まっていただきまして、ありがとうございました。

その他ですが、次回、来年度に開催する霊園使用者選考委員会につきましては、令和8年のこの時期ぐらい、1月から2月頃を予定しております。また日程調整等をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<定雪委員長>

それでは、これをもちまして、委員会を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、議事の円滑な進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。